

# 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への 移行に向けた推進計画

令和5年7月  
群馬県教育委員会  
群馬県地域創生部

## 目次

はじめに	2
1 推進計画策定の背景・目的	4
2 推進目標	4
3 群馬県の状況と課題	5
(1) 県内公立中学校等における生徒数及び部活動の状況	
(2) 教員の勤務状況	
(3) 地域クラブ活動の状況	
(4) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けたこれまでの取組	
4 取組の基本方針	8
(1) 地域クラブ活動の在り方	
(2) 地域クラブ活動の環境整備	
(3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行	
5 群馬県の取組	9
(1) 関係者間の連携・協働体制の構築	
(2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言	
(3) 市町村による地域移行への取組の支援や助言	
(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実	
(5) 指導者の確保と質の向上	
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(7) 関係団体との連携・協働	
(8) 県立学校における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組	
6 市町村の取組	13
(1) 関係者間の連携・協働体制の構築	
(2) 推進計画等の策定	
(3) 運営団体・実施主体の整備	
(4) 指導者の確保や質の向上	
(5) 教師等の兼職兼業	
(6) 適切な活動及び指導の実施	
(7) 活動場所の確保と運営	
(8) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
(9) リスクマネジメント（保険加入含む）に関する支援	
(10) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働	
7 成果指標	16
8 推進計画の見直し	16
おわりに	17

## <参考資料>

- 「想定される課題と対応策の例」
- 「学校部活動と地域クラブ活動の違い参考例」
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」別添
- 「群馬県部活動運営の在り方について【提言R5】」別添

## はじめに

- 学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えによりスポーツや文化芸術活動が行われてきた。体力や技能の向上を図るだけでなく、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、近年、学校部活動は少子化に伴い従前と同様の体制での運営に困難が生じ、学校や地域によっては希望する部活動がない状況や部活動の存続が厳しい状況にある。また、生徒や保護者の多様なニーズへの対応や、教職員の多忙化の一因となっている状況など、多くの課題が生じてきている。
- 生徒のスポーツや文化芸術活動の充実を実現するため、学校部活動の在り方に関して、学校と地域との連携・協働により、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、教職員等の負担軽減も踏まえ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 令和4年6月及び8月には、スポーツ庁及び文化庁に設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示されたことから、群馬県教育委員会が主催している群馬県部活動運営の在り方検討委員会において、「休日の部活動の段階的な地域移行」について重点を置き、協議してきた。
- また、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁から学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「総合的なガイドライン」という。）が示された。

総合的なガイドラインの「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」の「3 地方公共団体における総合的・計画的な取組」では、以下のような記載がある。

ア 都道府県及び市町村は、前記2を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等についてわかりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

- 令和5年2月には、群馬県部活動運営の在り方検討委員会から【提言R5】が示され、「2 休日の部活動の段階的な地域移行の推進～学校部活動の地域連携・協働及び地域クラブ活動への移行を目指して～」において、公立中学校等\*を主な対象として、県及び市町村、学校、関係団体等が取り組むべき方向性が示された。
  - \*公立中学校等とは、主に公立の中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）とし、公立高等学校や私立学校は実状に応じて取り組むことが望ましい。本推進計画における「公立中学校等」は、以下同様とする。
- 以上のことを踏まえ、令和5年度から令和7年度の群馬県における公立中学校等の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた推進計画を示すこととする。
- 市町村においては、本推進計画を参考に、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動に取り組むことのできる持続可能な環境を確保するとともに、教職員の負担軽減につながる取組を推進していただくようお願いする。

## 1 推進計画策定の背景・目的

### 【背景】

- 少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。
- 学校部活動だけでなく地域クラブ活動等も含め、活動拠点や指導者等に差があり、体験格差が生じている。
- 専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

### 【目的】

- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、子供たちの持続可能で多様な体験機会を確保するとともに、多世代交流によって地域コミュニティの充実を図る。
- 学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させる。

## 2 推進目標

### 【基本目標】

令和7年度末までに、市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進める。

### 【年次目標】

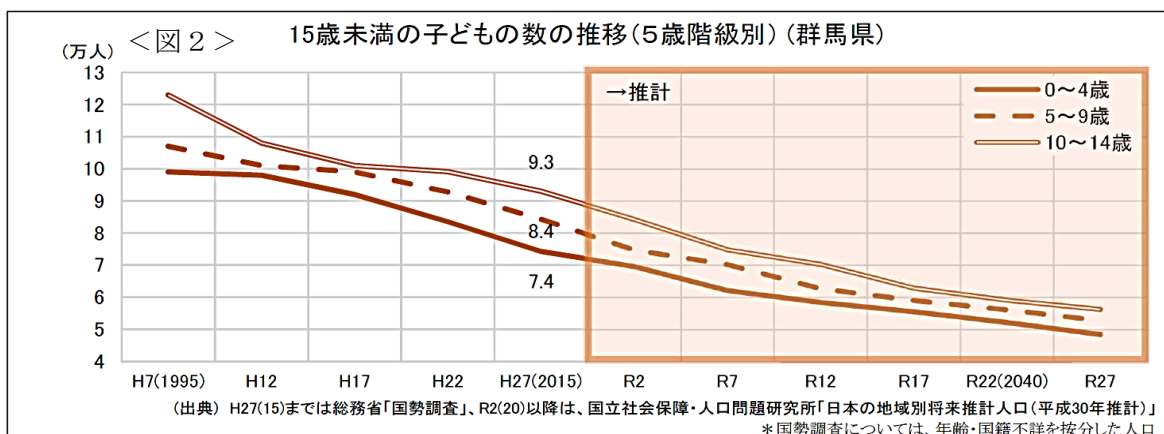
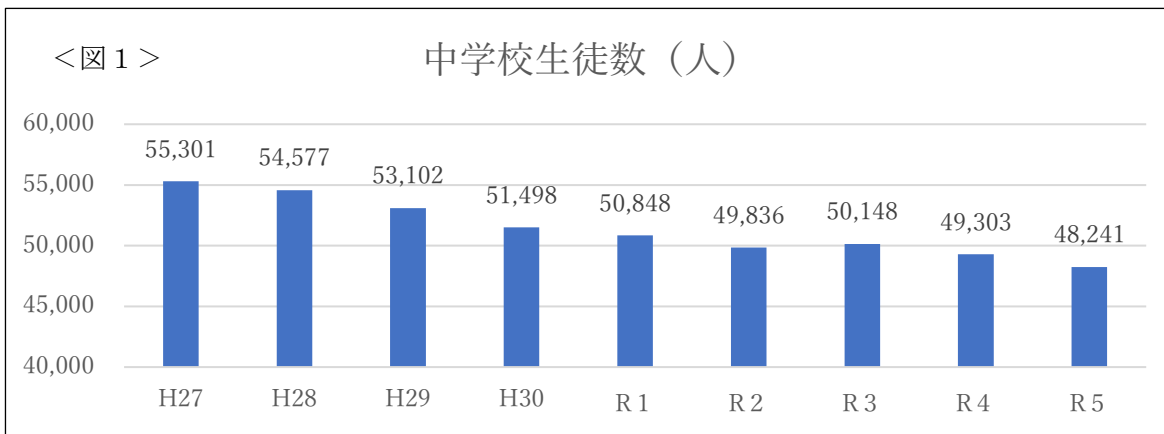
年 度	目 標 内 容
令和5年度 〈改革推進期間1年目〉	市町村において、学校や地域のニーズ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を把握し、推進計画等を策定して周知するとともに、関係機関や運営団体・実施主体、学校等と推進計画の実現に向けた協議を実施するなどし、できるところから取組を始める。
令和6年度 〈改革推進期間2年目〉	市町村において、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の現状を明らかにし、推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を始める。
令和7年度 〈改革推進期間3年目〉	市町村において、推進計画等を踏まえた取組（試験的な取組を含む）を実施し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の環境整備を進め、推進目標の達成を目指す。

### 3 群馬県の状況と課題

#### (1) 県内公立中学校等における生徒数及び学校部活動の状況

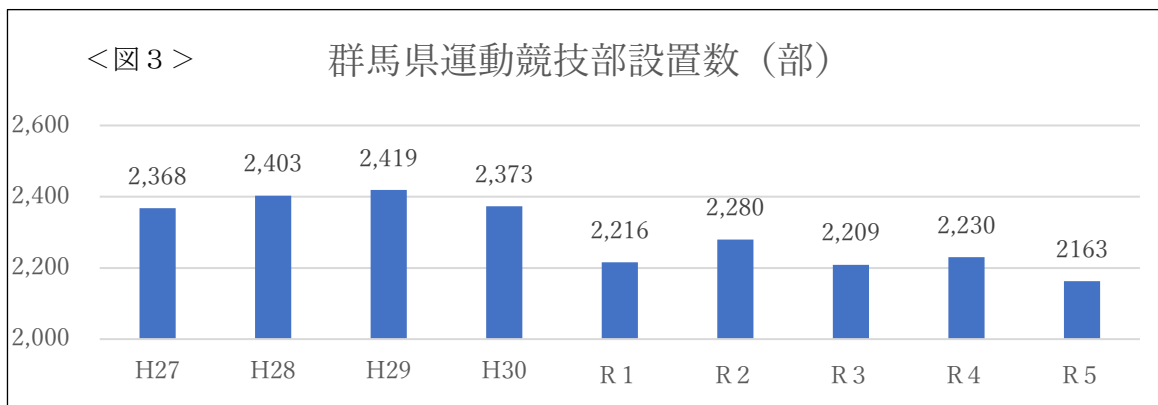
##### ○生徒数

県内の平成 27 年度の生徒数は 55,301 人であったものが、令和 5 年度は 48,241 人となり 8 年間で 7,060 人減少している（＜図 1＞参照）。さらに国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると、今後も少子化による生徒数減少が見込まれる（＜図 2＞参照）。



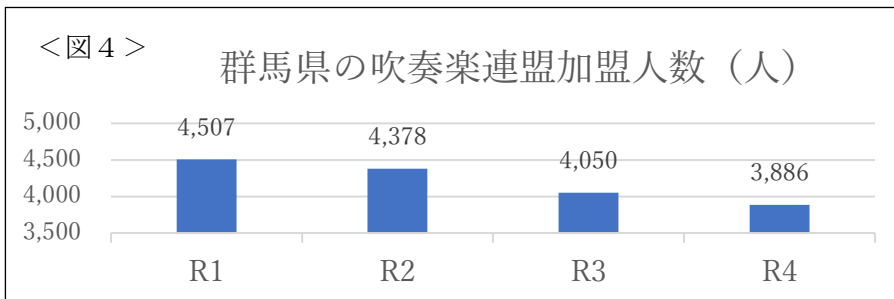
##### ○運動部の状況

県内の運動競技部設置数は、群馬県中学校体育連盟の調査から、平成 27 年度は 2,368 部あったが、令和 5 年には 2,163 部と 205 部減っている（＜図 3＞参照）。生徒数減少により、単独校でチームを編成することが困難な状況にある部が増加している状況がうかがえる。



○文化部の状況

県内中学校の吹奏楽連盟加盟団体数は、県吹奏楽連盟の調査から、令和元～4年度はほぼ横ばいであるが、加盟人数が令和元年度の4,507人から令和4年度は3,886人となり、621人減少している（<図4>参照）。一団体あたりの生徒数の減少により、大規模編成での活動や大会への参加が困難になっている状況がうかがえる。

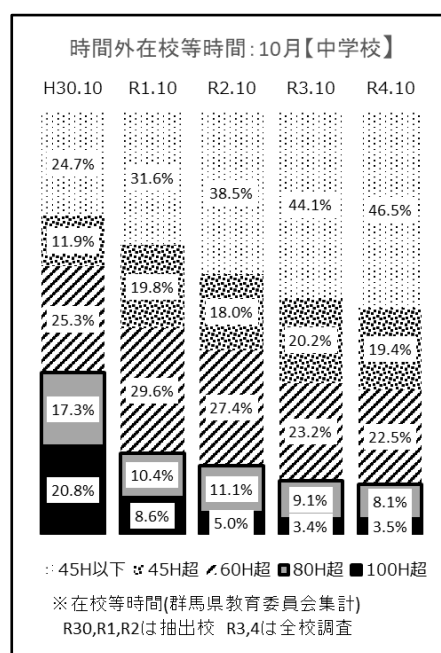


(2) 教職員の勤務状況

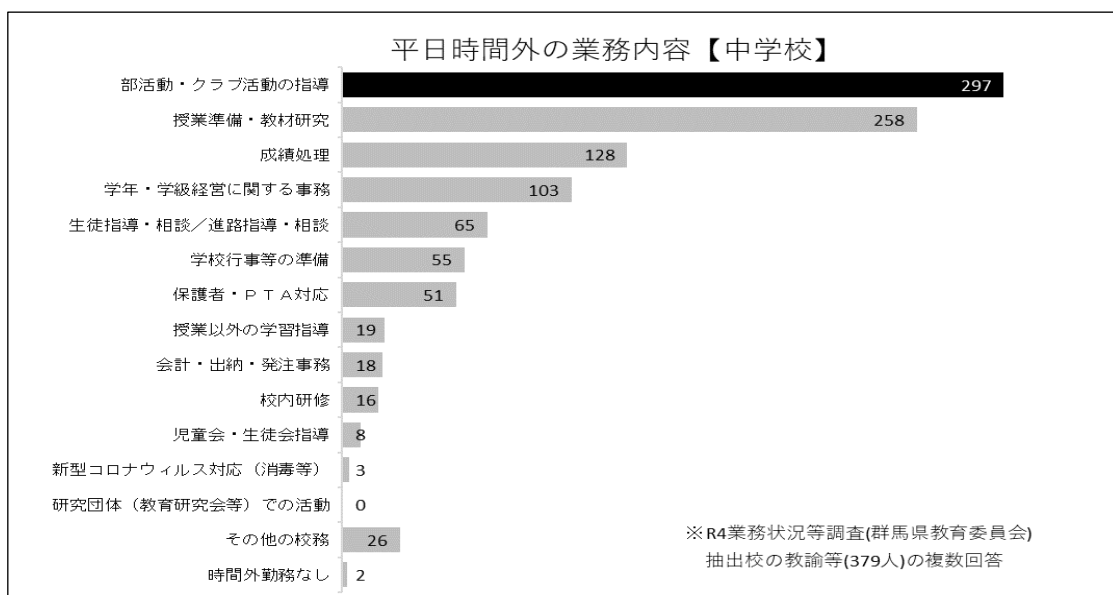
<図5>

○ 直近5年間の教職員の時間外在校等時間は、部活動の適正化や教職員の多忙化解消の取組推進に加えてコロナ禍の影響等により、全体的には減少傾向にある。しかしながら、中学校では月当たり45時間の上限を超える教職員も相当数おり、長時間勤務のさらなる改善が必要である（<図5>参照）。

○ また、平日時間外に行っている業務についての調査によると、中学校の教諭では、「部活動・クラブ活動の指導」が最も多い回答となっており、教員の時間外在校等時間において、部活動の指導が大きな割合を占めていると言える（<図6>参照）。



<図6>



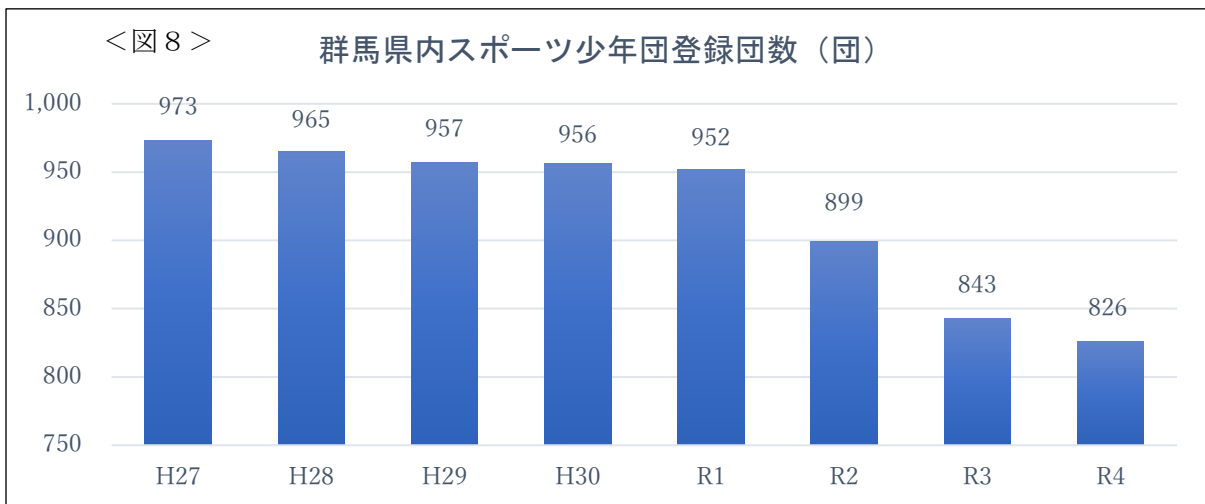
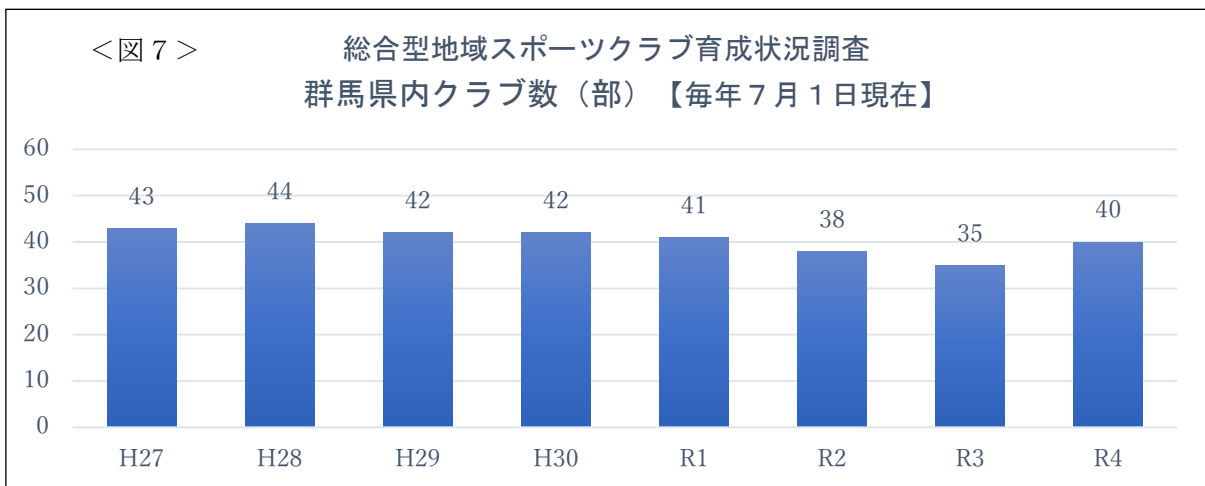
### (3) 地域クラブ活動の状況

#### ○地域で活動するスポーツクラブ

群馬県総合型地域スポーツクラブ数は、平成 27 年度 43 クラブあったが、令和 4 年度 40 クラブ(内 SC 全国ネットワーク登録クラブ 19 クラブ)となり、ほぼ横ばいである(＜図 7＞参照：スポーツ庁 総合型地域スポーツクラブ育成状況調査)。

スポーツ少年団数は、平成 27 年度 973 団体あったが令和 4 年度 826 団体となり、減少傾向である(＜図 8＞参照：日本スポーツ協会 HP スポーツ少年団登録状況)。

この他、多様な受け皿としてサッカーや野球、バスケットボール等、県内には様々な種目のプロスポーツチームや企業スポーツチームが存在している。



#### ○地域で活動する文化芸術クラブ

地域で文化芸術活動をしている団体として、群馬県文化協会連合会(令和 4 年 6 月時点市町村文化協会連合会 34、約 2,240 団体、会員約 45,000 人)や、群馬県美術会、群馬県書道協会、群馬県音楽協会など県域で活動している団体が存在している。

また、プロのオーケストラとして(公財)群馬交響楽団がある。



#### (4) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けたこれまでの取組

##### ○運動部活動

- ・令和3年度地域運動部活動推進事業において、前橋市と千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行の実証研究を実施
- ・令和4年度地域運動部活動推進事業において、前橋市、吉岡町、玉村町、千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行の実証研究を実施

##### ○文化部活動

- ・令和4年度、文化庁の地域部活動推進事業を活用し、千代田町で休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実証研究を実施した。

##### ○地域スポーツクラブ活動

- ・県スポーツ協会と協働し、地域移行の受け皿となる総合型地域スポーツクラブの育成強化や創設支援に取り組むとともに、市町村やスポーツ少年団等を対象とした研修会等を開催している。

##### ○地域文化クラブ活動

- ・地域連携の取組として、群馬交響楽団では、市町村教育委員会と連携して、文化会館や学校を会場に、複数校の吹奏楽部の生徒に対して「楽器セミナー」を開催している。

#### 4 取組の基本方針

##### (1) 地域クラブ活動の在り方

生徒のみならず地域住民が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、多様な世代とのコミュニケーションを通して、従前の学校部活動の意義をさらに発展させ、生徒の心身の健全育成等を図ることのできるより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指す。

##### (2) 地域クラブ活動の環境整備

- ① 地域のスポーツ・文化芸術団体、学校や家庭等の関係者の理解と協力の下、生徒が主体的に参加できる多様な地域クラブ活動の環境を速やかに整備する。
- ② 多様な地域クラブ活動の環境整備は、県及び郡・市町村並びに地域の運営団体・実施主体等において進めることが考えられる。

- ◆ 運営団体・・・実施主体（各地域クラブ活動）を統括する団体・組織のこと
  - ◆ 実施主体・・・個別の地域クラブ活動を実際に行うクラブのこと
- ※運営団体・実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

- ③ 生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とするため、運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組む。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。（総合的なガイドラインの「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」より）

### (3) 休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行

- ① まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を確実に進め、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。
- ② 平日における地域クラブ活動の環境整備及び学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行については、できるところから取り組む。また、地域の実状に応じた、休日における進捗状況等を検証し、更なる連携や移行を推進する。
- ③ 地域の実状によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るために、地域クラブ活動の環境整備及び学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行については、各地域の実状に応じて進める。

#### 【具体的スケジュール（例）】

令和7年度末までに、公立中学校等のできる限り複数の部活動において、休日の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行を進める

##### ◆ 令和5年度<改革推進期間1年目>

- ・学校や地域のニーズ、地域クラブ活動や指導者の現状等を把握し、推進計画等を策定周知する。
- ・できる部活動から、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施（例：月1回等）する。

##### ◆ 令和6年度<改革推進期間2年目>

- ・複数部活動において、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施する。
- ・できる部活動から、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

##### ◆ 令和7年度<改革推進期間3年目>

- ・複数部活動において、地域連携（部活動指導員や外部指導者の活用）や、試験的に休日の学校部活動を地域クラブ活動で実施する。
- ・複数部活動において、恒常的に休日の活動を地域クラブ活動へ移行する。

## 5 群馬県の取組 ～市町村における学校部活動の地域連携・地域クラブ活動移行に向けた県の取組～

### (1) 関係者間の連携・協働体制の構築

【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

#### ① 群馬県地域クラブ活動体制整備検討委員会等の設置・開催

県は、スポーツ・文化振興担当部署や教育委員会の学校部活動、社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、学校運動部・文化部関係団体、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。

#### ② 総括コーディネーターによる市町村の推進状況の把握及び支援・助言

県は、総括コーディネーターと協働し、市町村の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の現状を把握するため、アンケート調査や聞き取り調査等を実施し、地域の実状に応じた支援や助言等を行う。

③ 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての情報提供・発信

県は、市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者、県民、学校の教職員、生徒及び保護者等に向けて、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画や情報等を積極的に発信し、理解を深められるように努める。

(2) 市町村による推進計画等の策定に対する支援や助言

【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

県は、市町村において、国の総合的なガイドラインや県の推進計画等を踏まえ、令和5年度中に学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画等を策定する際、支援・助言を行う。

(3) 市町村による地域移行への取組の支援や助言

【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

① 国の事業を活用した各市町村等の取組の支援

＜運動部活動＞

- ・市町村の拠点校における実証研究の実施
- ・受け皿となることが想定されるプロスポーツチームの実証研究の実施

＜文化部活動＞

- ・市町村の拠点校における実証研究の実施

② 事業の検証及び成果・課題の普及・啓発

県は、事業における市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の実証研究や取組を検証し、成果や課題をまとめ、市町村や地域クラブ活動の運営団体・実施主体、関係者等へ広く周知し、普及・啓発に努める。

(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の適切な運営及び整備充実

【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

① 適切な運営や指導の推進

県は、市町村、地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び地域指導者等に対して、下記ア～オについて、国の総合的なガイドラインや本推進計画を踏まえた適切な運営や指導となるよう支援や助言を行う。

ア 適切な指導の実施

- ・健康管理、事故防止、指導者の体罰・ハラスメントの根絶 等

イ 活動内容

- ・スポーツ・文化芸術に親しむ多様な機会の確保 等

ウ 適切な休養日等の設定

- ・休養日の設定、活動時間の厳守 等

エ 活動場所

- ・公共施設の活用、地域の学校や廃校施設の活用 等

オ リスクマネジメント(保険加入含む)に関する支援

- ・運営団体・実施主体を明確にし、保険加入の促進並びに法的なことを含めたリスクマネジメントについての支援 等

## ② 地域クラブ活動の整備充実に向けた取組

### ＜地域スポーツクラブ活動＞

地域における多様な受け皿を確保するため、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、プロスポーツチーム等の環境整備を行う。

### ＜地域文化クラブ活動＞

地域における多様な受け皿づくりに向けた取組を支援するとともに、県内で活動しているアーティストや文化芸術団体について、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」から情報発信を行う。

## (5) 指導者の確保と質の向上

【地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）・教育委員会（健康体育課・義務教育課・学校人事課）】

### ① 人材バンクの運営及び指導者の養成

#### ＜地域スポーツクラブ活動＞

指導者の発掘・把握に努め、公立学校の退職教職員や公認スポーツ指導者資格等を有する指導者情報等を中学校等に紹介する人材バンクの設置、運営方法について市町村やスポーツ関係団体等の協力を得ながら検討する。また、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

#### ＜地域文化クラブ活動＞

群馬県教育文化事業団において、県内で活動しているアーティストや文化芸術団体の情報提供のため「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」を運営する。

また、公立学校の退職教職員を対象とした人材バンクを運営し、中学校等に情報を提供する。その他、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

### ② 教職員の兼職兼業

#### ○ 兼職兼業申請の手続きについて

ア 地域クラブ活動への従事を希望する教職員は、勤務条件等が明示された書類等を示すなど、校長に事前に相談を行う。

イ 校長は、当該教職員の本務への支障の有無を必ず確認した上で、該当市町村教育委員会へ申請する。

#### ○ 許可基準について

ア 県は、市町村教育委員会に対して、国が示す手引きや県の示す参考資料等を活用し、兼職兼業の許可を判断する際の留意事項等（本人の意思を尊重することや、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮などを確認すること）を示し、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の手続きが行えるよう支援・助言を行う。

イ 許可基準については、本務校における「時間外在校等時間」と地域クラブにおける「労働時間」の通算時間について、「市町村立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」や「市町村立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ、1ヶ月の時間外在校等時間の合計時間が45時間以内及び1年間の合計は360時間以内となることを原則とする。ただし、大会の引率等で45時間を超える場合であっても、複数月で80時間以内を上限とする。

- 許可の判断をする際の留意事項  
児童生徒の学びの保障や教諭の健康管理の観点等の学校運営に支障がないことはもちろんのこと、保護者や地域住民への説明責任を果たせるような勤務態様であること。
- その他  
詳細については、国の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を踏まえ、県で作成した「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可を受けるための事務手続き」を参照すること。

#### (6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

##### 【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

- 県は、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体等が、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することができるよう支援・助言を行う。
- 県は、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する際、支援・助言を行う。

#### (7) 関係団体との連携・協働

##### 【教育委員会（健康体育課・義務教育課）・地域創生部（スポーツ振興課・文化振興課）】

##### <運動部活動>

###### ・群馬県中学校体育連盟

県は、地域スポーツクラブの参加に対応した適切な大会運営や国のガイドライン・県の指針を踏まえた適切な部活動運営等について、指導・助言を行う。

###### ・（公財）群馬県スポーツ協会

県は、県スポーツ協会と協働し、部活動の地域移行に向けて総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ少年団改革プラン 2022 に沿った活動、アシスタントクラブマネージャーの継続的な育成等により多様な受け皿や指導者を確保するための取組を行う。

##### <文化部活動>

###### ・群馬県吹奏楽連盟

県は、大会やコンクールの適切な開催・運営や国のガイドライン・県の指針を踏まえた適切な部活動運営等について、指導・助言を行う。

###### ・（公財）群馬県教育文化事業団

県は、群馬県教育文化事業団と協働し、部活動の地域移行に向けて多様な受け皿づくりや指導者を確保する取組を支援するため、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター」へのアーティストや文化芸術団体の登録を促進するとともに、関係団体に情報提供を行う。

## (8) 県立学校における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組

【教育委員会（健康体育課・義務教育課・高校教育課・生涯学習課）】

### ① 学校部活動への支援

運動部活動について、県は国の動向や公立中学校等の推進状況を踏まえ、学校及び地域の実状に柔軟に対応し、支援する。

また、文化部活動について、性別や年齢、体力等を問わず、一緒に活動することも可能なことから、県は休日の学校部活動の地域連携の形として、学校の設置者に関わらず中学校と高等学校とが合同で練習を行うなどの取組も支援する。

### ② コミュニティ・スクールの仕組みを生かした学校と地域の連携・協働

今後、学校や地域の実情、教員の多忙化等に配慮しながら、県立学校にコミュニティ・スクールを段階的に導入して、地域と連携・協働した特色ある学校運営を進めて行く予定である。コミュニティ・スクール化を進めることで、地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が学校運営や地域づくりに参画することになる。地域クラブ活動等、地域が当事者として緩やかなネットワークを形成することによって持続可能な取組につなげていく。

また、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等とコミュニティ・スクールの連携・協働した取組について、県内の好事例等を広く学校や市町村に情報発信して行く。

## 6 市町村の取組

### (1) 関係者間の連携・協働体制の構築

#### ① 協議会や委員会等の設置・開催

市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。

なお、複数の市町村を含む広域的な連携や協働体制の構築も考えられる。

#### ② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の現状把握

市町村は、地域内や学校区内等の地域クラブ活動の運営団体・実施主体、指導者等の現状を把握するため、6(1)①の関係者の協力を得て、アンケート調査や聞き取り調査等を実施し、現状をまとめ、運営団体・実施主体等の整備に活用する。

#### ③ 地域、学校、生徒・保護者等に向けた情報発信

市町村は、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の現状や推進計画等を積極的に情報発信し、地域の方や学校の教職員、生徒や保護者等の理解を得ながら推進する。

### (2) 推進計画等の策定

- 市町村は、国の総合的なガイドラインや部活動改革の方針、県の推進計画等を踏まえ、令和5年度中に学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についての推進計画等を策定し、地域クラブ活動の運営主体や実施主体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

### (3) 運営団体・実施主体の整備

- 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。下記は、運営団体・実施主体の例である。

- ◆ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技・文化芸術団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など
- ◆ 地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部・文化部が統合して設立する団体（学校と関係する組織・団体）など  
※市町村が運営団体となることも想定される

### (4) 指導者の確保や質の向上

- 市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境、文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。その際、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携に留意する。下記は、指導者の例である。

- ◆ スポーツ・文化芸術団体の指導者、部活動指導員、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携・協働し、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と連携し、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

### (5) 教師等の兼職兼業

- 市町村教育委員会は、国が示す手引きや県の示す参考資料等も参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

また、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

- 市町村教育委員会は、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等と連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

### (6) 適切な活動及び指導の実施

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するよう、適宜指導助言する。

また、地域クラブ活動に取り組む時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存すること

から、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、県教育委員会の「適正な学校部活動の運営に関する方針（令和5年4月改定）」に準じ、活動時間や休養日を設定するなど、調整を図ることが必要である。

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対し、適切な指導が実施されるよう、また、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントが根絶されるよう、適宜指導助言を行う。

#### （7）活動場所の確保と運営

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用することが考えられる。
- 市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

なお、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう検討・改善を行う。

- 市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記6（1）の協議会等を通じて、本項を踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

※本項の実施に当たっては、市区町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

#### （8）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定することが求められることから、市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。



## (9) リスクマネジメント(保険加入含む)に関する支援

- 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、リスク管理を行う実施主体を明確にし、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

その際、スポーツ・文化芸術活動の特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定する。なお、当面は学校部活動と地域クラブ活動が併存することが考えられ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

## (10) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働

### ① 国・県との連携・協働

- 市町村は、県と定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働し、国や県の事業等を活用し、地域クラブ活動等の体制を整備したり、コーディネーターや部活動指導員、外部指導者等を配置したりするなど、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進する。

### ② 学校・地域クラブ活動との連携・協働

- 市町村は、学校部活動と地域クラブ活動との間では運営団体・実施主体や指導者等が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障できるよう、必要な指導助言を行う。
- 市町村は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

## 7 成果指標

県内公立中学校等の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行状況を以下の指標で把握する。なお、以下の指標の他にも、地域連携・地域クラブ活動への移行の取組事例等の情報を合わせて収集し、検証する。

- 生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会の増加
- 学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組む市町村の増加
- 学校部活動の地域クラブ活動への移行に取り組む学校数及び部活動数の増加

## 8 推進計画の見直し

本推進計画について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

## おわりに

- 学校部活動は、はじめに記した通り、教育的意義を有し、長年にわたり多くの生徒や保護者、教育関係者が関わってきたものであり、その在り方は社会的な関心事項である。  
しかし、学校部活動を巡っては、これまでも様々な課題が指摘されてきた中、多くの地域において、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。
- 群馬県としては、国（スポーツ庁及び文化庁）の総合的なガイドラインや部活動改革の動向を踏まえ、将来にわたり子供たちにとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会を確保するため、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性と対応策を示した。
- 本推進計画は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- したがって、市町村、学校、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等においては、本推進計画を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。

【参考資料】想定される課題と対応策の例

想定される課題	対策例
運営団体・実施主体となる地域クラブ等の確保	<p>○市町村及び学校で、地域クラブ（地域指導者含む）の実状を把握した上で、以下の場合に分けて対応することが考えられる。</p> <p>【地域クラブ（地域指導者含む）がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、競技団体、スポーツ・文化芸術団体等と、連携・協働できるか協議等を行い、移行に向けた環境整備を進める。</li> <li>（例）スポーツ少年団における中学生の受け入れを推進する。総合型地域スポーツクラブで中学生を受け入れる。</li> </ul> <p>【地域クラブ（地域指導者含む）がない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村や地域・学校関係者等で、地域クラブを立ち上げる。</li> <li>（例）市町村は、スポーツ体育協会等と協働して、地域クラブを立ち上げる。</li> <li>・市町村や学校の枠を超え広域的に、同じスポーツ・文化芸術活動の地域クラブを立ち上げる。</li> </ul>
地域指導者の確保	<p>○県・市町村教育委員会は、退職した教職員の人材バンクを活用する。また、指導を望む教職員は、兼職兼業等により指導できるようにする。</p> <p>○県・市町村は、スポーツ・体育協会等と連携・協働し、指導者人材バンクを立ち上げ、運用する。</p>
指導者の資質・指導力の向上	<p>○県・市町村は、スポーツ・体育協会等と連携・協働し、指導者への研修を実施する。</p> <p>○地域クラブに対して日本スポーツ協会（JSP0）等の公認指導者資格等の取得を促す支援を行う。</p>
平日と休日で実施主体が変わることによる指導方針や指導内容の違いへの対応	<p>○学校部活動の顧問と地域クラブの指導者が、メール等で定期的に指導方針や指導内容等について共通理解を行う。</p> <p>○年間の中で、あらかじめ休日の地域クラブの活動回数や日数を決めて、段階的に移行を実施する。</p> <p>○平日に学校部活動を指導している部活動指導員や外部指導者が、休日の指導も行う。また、指導を望む教職員が、兼職兼業等により休日の指導も行う。</p>
活動場所の確保	<p>○県・市町村は、できる限り学校や近隣の公共施設等を活動場所として活動できるように支援する。</p>
保護者の会費等の負担増加	<p>○現在の学校部活動に関する経費負担を確認し、地域クラブ活動で必要な経費と比較し、真に必要な経費が精査した上で保護者に対して説明して理解を得る。</p> <p>○学校部活動と用具等を併用することで、物品購入費等の負担を抑える。</p> <p>○市町村は、地域クラブが公共施設を利用する場合の減免措置等について検討し、弾力的に運用する。</p>

保護者の送迎等の負担増加	<p>○市町村は、できる限り学校や近隣の公共施設等を活動場所として活動できるように支援する。</p> <p>○市町村は、必要に応じて市町村のバスやスクールバス等の活用ができるように支援する。</p>
活動時のけがや事故への対応	<p>○地域クラブ活動は、学校教育活動ではないため、地域クラブで、保険（スポーツ安全保険等）に加入する必要がある。</p> <p>※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい。</p>

【参考資料】 学校部活動と地域クラブ活動の違い参考例

項目	学校部活動 (合同部活動や拠点校部活動含む)	地域クラブ活動
位置付け	学校教育の一環（教育課程外）	社会教育 スポーツ・文化芸術
運営団体 (責任の所在)	市町村教育委員会	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・体育協会、スポーツ少年団、競技団体（連盟・協会）、地域クラブ、文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部、市町村、等
実施主体 (責任の所在)	学校（当該校・関係校）	
対象	生徒（当該校・関係校）	地域の生徒 ※多様な世代が対象の場合もある
主な指導者	教職員（当該校・関係校） 部活動指導員（当該校・関係校） 外部指導者（市町村教育委員会又は当該校が正式に委嘱）	地域クラブの指導者 （地域スポーツ・文化芸術指導者、大学生、保護者、退職教員、兼職兼業許可を得た教員、等）
指導者の報酬等	教職員：休日・特殊業務手当 部活動指導員：設置者が定める 外部指導者：設置者又は当該校が定める	運営団体・実施主体（地域クラブ等）で定める
指導者の資格	教職員 部活動指導員：設置者が雇用 外部指導者：設置者又は当該校が任用	運営団体・実施主体で定める ※日本スポーツ協会（JSP0）等の公認指導者資格等を所持していることが望ましい
活動場所	基本的に当該校・関係校 ※近隣の公共施設等の場合もある	学校、地域の公共施設、地域クラブの施設、等
活動日	県や市町村の部活動方針に則った活動日	休日 ※平日も可能であるが、県・市町村の部活動方針に則った活動日
活動時間	県や市町村の部活動方針に則った活動時間 ※平日2時間程度、休日3時間程度	県や市町村の部活動方針に則った活動時間 ※休日3時間程度、平日2時間程度
休養日	県や市町村の部活動方針に則った休養日 ※平日1日及び休日1日以上	県や市町村の部活動方針に則った休養日 ※休日1日以上、平日1日以上
運営費 活動費	生徒会費、PTA会費、行政の補助、部費（受益者負担）、等	受益者負担、行政の補助、寄付、等
保険・補償	日本スポーツ振興センターの災害共済給付	地域クラブで保険に加入 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい（スポーツ安全保険等）
大会参加	学校（当該校・関係校）として参加	地域クラブとして参加 ※中体連主催大会に参加する場合は、条件がある。